

令和 7 年度第 1 回
北本市公共施設等総合管理計画推進審議会
関連例規資料

令和 7 年 8 月 6 日

北本市執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

昭和 56 年 12 月 22 日

条例第 26 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織、会議その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

別表（第 2 条関係）

第 1 市長の附属機関

附属機関名	職務
北本市公共施設等総合管理計画推進審議会	市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画の推進に関する事項について調査審議する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

昭和 31 年 12 月 6 日

条例第 6 号

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

第 2 条 特別職の職員の支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

第 3 条 特別職の職員が会議の招集に応じ出席したとき（学校医等にあつては、職務の執行のため出席したとき）は、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

報酬及び費用弁償

区分	報酬		費用弁償 (1 日)
	支給区分	金額	
公共施設等総合管理計画推進審 議会委員	日額	5, 5 0 0 円	

北本市公共施設等総合管理計画推進審議会規則

平成31年3月29日規則第15号

改正 令和2年3月23日規則第11号

令和3年3月31日規則第10号

令和5年3月16日規則第9号

令和7年6月18日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市公共施設等総合管理計画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日規則第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。